

令和6年度包括外部監査の意見への対応状況

【意見】（令和7年11月時点）

意見	対応内容	所管局
第4 健康増進対策 4.1 フレイル対策支援事業について 4.1.2 監査内容 「フレイル」対策支援事業への認知の向上、広報活動の充実 高齢者が自ら「フレイル」という単語を検索することを期待して待つのではなく、高齢者が通う可能性の高い場所（図書館、公共交通機関の駅等）に広告を掲示して「フレイル」という単語を認知してもらい、京都市主催のフレイル対策支援事業のコースに参加してもらうか、自宅でもできるフレイル対策を自宅で実施してもらう、等の広報活動を推進されたい。 (報告書19ページ)	「フレイル」の認知向上については、これまでから、啓発チラシの個別郵送や区役所・支所での配架など、高齢者に対する広報として有効な紙媒体も活用し、周知に取り組んできたところである。 加えて、市民しんぶん（令和7年2月1日号）第1面から第3面に、フレイルに関する本市の取組や市民の皆様が自宅で取り組むことができる対策等を紹介する特集を掲載するとともに、令和7年3月には、本市が「歯と口の健康」「身体活動・運動」「生活習慣」などの健康情報を一体的に発信するWEBサイト「京・けんこうひろば」に、フレイルについて説明するページや市民の皆様自身でフレイルのチェックをしていただけるページを追加するなど、これまで以上に積極的に広報に取り組んでいる。 引き続き、「フレイル」の認知向上に取り組んでいく。	保健福祉局
第4 健康増進対策 4.2 がん対策について 4.2.2 京都市におけるがん対策等について 4.2.2.4 がん検診の単価 がんの早期発見のための情報発信 がんは早期発見、早期治療をすることで本人の健康状態が良好になることに加えて、医療費の抑制もできることは明白である。絶えず情報発信を様々なツールで行うなど、より効率的な事業の執行を図る必要がある。 (報告書23ページ)	がん検診については、これまでから本市がん検診の受診方法等を紹介する「がん検診ガイド」の国民健康保険世帯への郵送（約20万部）や、郵便局をはじめ民間企業等の協力による配架など、事業の周知に努めている。 また、対象年齢の市民（乳がん：40歳の女性、子宮頸がん：20歳の女性）への無料クーポン券の配布に取り組むなど、受診勧奨に取り組んできた。 令和6年度からは、子宮頸がん検診の無料クーポン券の対象年齢の拡充（24歳・28歳の女性）や、40歳代偶数年齢の市民へののはがきによる個別受診勧奨を行うとともに、令和7年度からは、胃がん検診の新規対象者となる50歳の市民への無料クーポン券の配布を開始するなど、積極的な受診勧奨を行っている。 引き続き、受診率向上に向けて、効果的、効率的な情報発信を検討していく。	保健福祉局
第4 健康増進対策 4.3 がん対策（ナッジ理論等を用いた個別受信勧奨等業務委託）について 4.3.1 ナッジ理論等を用いた個別受信勧奨等業務委託の概要 4.3.1.2 監査 がんの早期検診、早期治療のための情報発信の工夫 はがきによる受診勧奨に加えて、ポスターでの周知、公式LINEからの通知等様々な角度からアプローチし、より効果的な事業の執行を図る必要がある。特に現代ではLINEが国民的コミュニケーションツールとして広まっていることから、「まずは京都市公式LINEと友達になる」点から始めることが重要なので、推進されたい。 (報告書24ページ)	公式LINEへの友達登録は引き続き呼び掛けていく。令和6年度は、10月18日に公式LINEをはじめ、その他SNS(X(旧Twitter)、Facebook)でも、がん検診受診勧奨の御案内を配信したほか、市民しんぶん（令和6年9月1日号）において、「がんについて知って欲しいこと」を特集として、がんについて総合的な情報発信を実施した。 引き続き、受診率向上に向けて、効果的、効率的な情報発信を検討していく。	保健福祉局
第5 生きがい・社会参加 5.2 高齢者就労援助事業委託（公園の除草業務等）について 5.2.4 監査結果 公園の除草業務等に係る委託料の妥当性の検証不足 高齢者の就労支援という事業の趣旨は意義があるものだが、京都市の支出額が妥当である検証は行われたい。 (報告書29ページ)	本事業における委託料の積算方法は、本市の同趣旨の事業における積算方法と同様、各公園面積に単価及び作業回数を乗じることにより算出している（面積×単価×回数）。 なお、意見に従い、支出額が妥当であるかどうかを検証すべく、シルバー人材センターとも協議のうえ、公園ごとの時間単価、必要時間及び必要人員等を想定し、積算したところ、近似値を示しており、妥当であると確認している。	保健福祉局

意見	対応内容	所管局
第5 生きがい・社会参加 5.3 全国健康福祉祭参加者派遣等事業について 5.3.4 効果 5.3.4.2 参加者 ねんりんピック参加者への助成の在り方の検討について 参加者への助成金（30,000 円）は交通費（往復）・宿泊費・市指定ユニフォーム購入代等の経費としている。開催地により京都からの交通費の差異・宿泊費の違いも生じると考えられるが、現在は開催地による助成金の上限額変更はしていない。開催地若しくは開催地域によって助成金の上限額を設定する等、助成の在り方を検討されたい。 （報告書 34 ページ）	参加者への助成金上限額は本事業に係る各年度の必要経費にかかわらず（開催種目数や選手団の派遣人数、開催都市等に左右されることなく）定額としている。助成の在り方について、現時点で見直しは予定していないが、今後も安定的に事業を実施することができるよう、財政状況等を注視しつつ検討する。	保健福祉局
第5 生きがい・社会参加 5.3 全国健康福祉祭参加者派遣等事業について 5.3.4 効果 5.3.4.2 参加者 ねんりんピック事業費について ねんりんピック参加者は 60 歳以上となっており、超高齢化社会が進む中で参加人数の増加も考えられ、物価高騰もさらに続く中で、参加者への助成金（30,000 円）を維持していくことは難しくなると考える。京都市の予算総額を開催地域によって定めておくなど、今後の税収入面を鑑みて監査対象年度の予算額から増やさず、事業を継続できる方法を考えていただきたい。 （報告書 34 ページ）	本事業に係る参加人数について、大会事務局が各種目開催会場の収容人数等を鑑みて各都道府県、各都市に割り振っており、本市の派遣者数は割り振られた参加者数を上限に決定していることから、高齢者率の増加が派遣人数の増加に、直ちに直結するものではないと考えるが、今後も安定的に事業を実施することができるよう、取り組んでいく。	保健福祉局
第5 生きがい・社会参加 5.4 敬老乗車証 5.4.4 「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」の策定 敬老乗車証の負担額の更なる見直しの検討 敬老乗車証の負担額の見直しを行う。具体的には以下が例として挙げられる。 （1）合計所得 400 万円以上の層を敬老乗車証の対象外とする （2）将来的には応益負担化も一つの可能性として、検討・検証を続ける （報告書 48 ページ）	敬老乗車証制度については、平成 25 年 10 月に、「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」を策定し、「IC カード化」を前提とした「応益負担」への転換を図ることとしているが、令和 3 年 1 月に発表した「今後の行財政改革の視点及び主な改革事項」において、多額の経費や長期の導入期間を必要とすることから、今後の技術革新も踏まえて検討するため、延期することとした。 一方、昭和 48 年の制度開始時と比べて高齢化が進展し、市税負担が 3 億円から、令和 3 年度にはその 17 倍となる 52 億円まで増加するなど、本制度を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、重要な制度として維持していくため、受益と負担との関係や世代間の負担のバランスを考慮し、令和 4 年度から負担金の見直し等、制度の再構築を行った。 今後は、令和 6 年 10 月に実施した市民アンケート調査において、見直し後の制度内容に一定の理解が得られていることに加え、IC 化・応益負担化について、「賛成」の割合が高いことが確認できたことから、現行制度（応能負担）の枠内で更なる見直しを実施するのではなく、現行制度の見直しが完成する令和 14 年度を待たずに IC 化・応益負担化することも含め、検討を加速させていく。	保健福祉局
第6 在宅福祉施策 6.1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 6.1.3 健康すこやか学級事業 6.1.3.6 介護予防研修会の実績 介護予防研修会の学区担い手と居場所運営者との交流について 学区の担い手と居場所運営者との考え方の違いや意見の食い違いが生じたことがあり、研修会がスムーズにいかない場面があったように、介護予防研修会は高齢者の社会参加の促進及び介護予防に関する意識の向上を図ることを目的とする健康すこやか学級事業を進めていく上では重要な研修会であると考え。よって双方が少しでも歩み寄れる対策を京都市と学区が共同で検討することが望まれる。 （報告書 56 ページ）	各学区の介護予防研修会を充実したものとするよう、健康すこやか学級事業の委託先である京都市社会福祉協議会と連携した取組を検討していく。	保健福祉局

意見	対応内容	所管局
第6 在宅福祉施策 6.1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 6.1.3 健康すこやか学級事業 6.1.3.6 介護予防研修会の実績 健康すこやか学級事業再委託費について 京都市は、各区より京都市健康すこやか学級事業の実施に関する業務委託契約書第10条（実績報告）により「実施した事業に関する実施報告を翌月末日までに発注者（京都市）に報告しなければならない」と規定しているが、再委託費については毎月では事務が煩雑になるため、年ごとに把握することが必要であると考え。よって、業務委託契約書にその旨を追加する方向で検討することが望まれる。 （報告書 56 ページ）	京都市健康すこやか学級事業の実施状況の報告については、毎月から年ごとに変更することは、事業の実施状況を把握することが難しくなることから、4半期ごとの報告に変更することとし、令和7年度から業務委託契約書を変更している。	保健福祉局
第6 在宅福祉施策 6.1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会 6.1.3 健康すこやか学級事業 6.1.3.6 介護予防研修会の実績 健康すこやか学級事業の男性利用者数について 当該事業はスタート時から現在に至るまで男性利用者数が女性利用者数の5分の1となっている。男女の人口差はそれほど大きくはないため、男性利用者数が伸びない理由の検証調査が必要と考える。当事業は高齢者の社会参加の促進及び介護予防に関する意識の向上を図ることが目的であり、全ての高齢者に対して平等にこの目的が達成されることが望まれる。 （報告書 56 ページ）	本市では高齢者の居場所として様々な「通いの場」を設け、それぞれの目的等に応じてご利用いただいている。健康すこやか学級の利用者へのヒアリングや他の通いの場でのアンケート結果等を踏まえ、事業の男性利用者数が少ない要因等を分析し、効果的な方策など、引き続き検討を行っていく。	保健福祉局
第6 在宅福祉施策 6.2 成年後見制度の推進事業 6.2.6 成年後見制度の現状と課題 6.2.6.3 問題点と課題 市民後見人の利用者数増加の推進 単身世帯や身寄りのない高齢者が増加しているため、今後、成年後見制度を利用したいと考えている市民やその家族に早い段階で制度を利用していただけるように、成年後見制度の広報活動等を今以上に活発に行っていくことが望まれる。 （報告書 65 ページ）	関係機関の窓口に成年後見についてのリーフレットを配架するとともに、成年後見講座やセミナーを開催している。 さらに令和6年度は、区民ふれあい祭りでの制度周知やイオンリテール株式会社のシニアケア事業「MySCUE（マイスキュー）」が主催するシニアケアに関する相談・体験を行うイベントで、成年後見についての相談会を実施した。 成年後見制度は、現在、国において見直しの議論が行われており、制度改正が行われれば、制度利用の機運醸成の機会ととらえ、積極的な広報に取り組む。	保健福祉局
第6 在宅福祉施策 6.2 成年後見制度の推進事業 6.2.6 成年後見制度の現状と課題 6.2.6.3 問題点と課題 市民後見人の活用促進 全国では、単身世帯や身寄りのない高齢者が増加したことなどにより親族以外の後見人が増加し、その内訳の大半を専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が占めている。専門職の人数も限られており後見の需要増に全て対応することは不可能である。少子高齢化が急激に進む中で、現状が継続されると後見人不足が明らかである。そのため、京都市においても、現在十分に活用されていない市民後見人の活用方法を再考することが望まれる。 （報告書 65 ページ）	市民後見人養成講座や、登録の促進を目的とした募集や案内を行い、制度にかかわる人材の確保と認知を進めている。 また、家庭裁判所や専門職団体（京都弁護士会、リーガルサポート京都支部、ばあとなあ京都）とも協議を行い、専門職から市民後見人へ交代するリレー方式や、市民後見人と専門職による複数後見等、市民後見人の活躍推進の仕組みを検討している。	保健福祉局

意見	対応内容	所管局
第7 障害者福祉 7.2 京都市の障害者福祉予算 7.2.4 予実差異についての考察 障害者福祉事業の当初予算額と決算額の乖離の原因分析を踏まえた予算化 京都市の障害者福祉事業については、当初予算額と決算額を比較すると乖離が毎年発生しているものがある。その乖離が年々小さくなっている事業もあれば、あまり乖離の状況が変わらないものもあるが、その原因としては当初予算策定の際の見積りが十分でないことが考えられる。したがって、前年度や前々年度の当初予算額と決算額の乖離の状況やその原因を分析し、その結果に基づいて予算策定を行うとともに、持続可能な障害者福祉のため、予算配分についてもこれらの分析結果を活用されたい。 (報告書 81 ページ)	毎年の予算編成においては直近の決算の状況等を基に積算しているが、ご意見を踏まえ、今後はより詳細な分析を行い、効果的な予算配分ができるよう努めていく。	保健福祉局
第7 障害者福祉 7.2 京都市の障害者福祉予算 7.2.4 予実差異についての考察 障害者福祉事業の施設整備に係る利用者想定を踏まえた予算化 障害者福祉事業のうち、特に中長期的に支出の効果を得ることを目的とした施設整備事業については、将来的な稼働率確保のため、京都市の障害者数の傾向を反映した利用者想定を行って予算化されたい。 (報告書 82 ページ)	施設整備補助については、本市の障害施策の方向性を定める「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」で、本市の障害者数も勘案したうえで今後の障害福祉サービス等の必要量を見込んでいる。この必要量見込みは、単なる障害者数にとどまらず、いわゆる「親なき後」や障害のある方の地域移行など、障害のある方を取り巻く社会環境等も踏まえ見込んでおり、より精緻な見込みであると考えている。 本市ではこの必要量見込みを踏まえ、障害のある方の地域生活の基盤となるグループホームや重度障害者の日中活動の場となる生活介護等の整備を重点的に、国の施設整備費補助を活用しつつ、設置促進に取り組んでいく。	保健福祉局
第7 障害者福祉 7.3 京都市の障害者福祉の各事業に関する個別論点 7.3.1 京都市独自の障害者福祉事業に対する評価 7.3.1.2 各事業に対する評価の必要性 京都市独自の助成事業に関する定期的な調査の実施 京都市独自の障害者福祉制度である「身体障害者等市バス、地下鉄等無料化」と「重度障害者タクシー料金助成」の両事業については、助成の対象者の要望等についてのアンケート調査などを定期的に行い、より実効性の高い事業にされたい。 (報告書 83 ページ)	いずれの制度についても、個別事業のアンケート調査に限定せず、利用者の声を幅広くお聞きし、より実効性の高い事業となるよう検討を進めていく。	保健福祉局
第7 障害者福祉 7.3 京都市の障害者福祉の各事業に関する個別論点 7.3.3 障害者福祉施設・事業所に対する指導監査について 経営状況の悪い就労支援事業者に対する指導監督の強化 利用者保護の観点とそのために京都市が財政負担を強いられることを未然に防ぐ観点から、就労支援事業者より提出された財務資料をもとに、必要に応じて事業者へ経営状況の改善を促し、改善が進まない事業者には、勧告、命令の措置を講じ、改善されない場合は、指定取消又は停止を検討する等の指導監督を行われたい。 (報告書 86 ページ)	本市における障害福祉サービス事業者等に対する運営指導では、就労支援事業について、財務状況等を確認しており、特に、利用者が行う生産活動の収支について、重点を置き確認を行っている。 また、就労継続支援A型事業所については、毎年度、財務状況に関する書類の提出を求めるとともに、生産活動の収支が赤字の事業所については、経営改善計画書の提出を年度毎に求め、提出された書類を精査し、必要に応じて改善の指導等を行っている。さらに、運営指導では、その経営改善計画に基づいた改善状況の確認を行い、必要に応じて、指導等を行うなど、経営状況の改善に係る指導監督に取り組んでいる。	保健福祉局
第7 障害者福祉 7.3 京都市の障害者福祉の各事業に関する個別論点 7.3.4 「障害者相談支援事業」に係る消費税問題について 障害者福祉に関する消費税取扱いの正確な把握 京都市では、令和5年度において事業者への委託金額に対する消費税額を負担するための補正予算を計上した経緯があるから、これを契機として今後は指定管理者等の募集を行う際には京都市としても、必要に応じて消費税の課税の有無について、国税当局への事前確認を行うなどして、正確な把握に努められたい。 (報告書 87 ページ)	指定管理者等の募集を行う際には、必要に応じて消費税の課税の有無を確認していく。	保健福祉局

意見	対応内容	所管局
第7 障害者福祉 7.3 京都市の障害者福祉の各事業に関する個別論点 7.3.5 「COCO・てらす」について 3センターの一体化による未利用地の売却・有効活用方針の早急な決定 3センターの一体化により、地域リハビリテーション推進センター及びこころの健康増進センターの従前の敷地は未利用地となっている。早急に売却、有効活用などの方針を決定されたい。今後はこうした事業の実施時には、跡地をどうするかについても並行して検討されたい。 (報告書 88 ページ)	地域リハビリテーション推進センター及びこころの健康増進センターの跡地については、令和5年9月市会において「地域住民の意見を尊重するのは当然のこと、慎重かつスピード感を持って計画を進めること」との付帯決議をいただいているところであり、地域住民からの御意見や御要望に耳を傾けながら、地域の活性化に資する活用を進めていく。	保 健 福 祉 局
第8 生活保護 8.1 生活保護 8.1.2 京都市の取組 8.1.2.3 京都市における課題 生活保護費の支給方法の改善 生活保護費は、金融機関口座への振込みによる支給のほか、要綱に規定された例外方式として、窓口払による現金支給を行っている。 金融機関に口座を開設していない場合等、受給者の事情は考慮せざるを得ないが、受給までの緊急性や対応する職員の現金を取り扱うことの業務負担を鑑みると、振込みによる支給を原則とすべきであり、窓口払の割合を減らしていくよう、引き続き努力を続けられたい。 (報告書 99 ページ)	保健福祉センターにおける金銭等取扱い五原則において、「保健福祉センターにおける金銭の支給は口座振込によるものを原則とし、窓口払については必要な場合に限定して認める例外的取扱い」としており、心身等の状況や特別な指導が必要な者に対して「保健福祉センターにおける生活保護費等支給事務取扱要綱」に基づき組織的な検討を行ったうえで、窓口払による現金支給を行っている。 窓口払については定期的に要件に合致しているか精査する機会を設けており、令和6年度当初には1. 6%であったものが、令和7年度当初には1. 5%と減少している。(全国平均は3. 4%(令和6年度)) 引き続き、窓口払について、適正な運用に努める。	保 健 福 祉 局
第8 生活保護 8.1 生活保護 8.1.2 京都市の取組 8.1.2.3 京都市における課題 ケースワーカー間の情報共有について 各福祉事務所に対し、被保護世帯からの相談等を受けた場合、保護台帳への記録化等で対応しており記載事項について一定の基準は示されているものの、世帯状況に応じて変わるため、内容が統一されていない。 今後、国等の主導でICT等の機器を活用した事務処理を行うことになれば、被保護世帯とケースワーカーとのやり取りだけでなく、申し送りすべき事項について漏れなく伝達することが可能と想定されることから、電子化を見据えた業務の整理に取り組まれたい。 (報告書 100 ページ)	令和7年4月から、一部の福祉事務所において、生活保護業務におけるICTツールの活用による業務改革(BPR)として、kintoneを活用した訪問調査活動等の業務管理の取組を実施している。当該取組は、従来、査察指導員やケースワーカーが紙資料により個々に管理していた被保護世帯の情報をkintoneを用いて組織的に管理することにより、被保護世帯への指導援助を行う際の課題や査察指導員からケースワーカーへの指示事項及び進捗状況を同時に把握することができるようになっている。 今後、運用状況を踏まえて、全ての福祉事務所に取り組の拡大を予定している。	保 健 福 祉 局
第8 生活保護 8.1 生活保護 8.1.2 京都市の取組 8.1.2.3 京都市における課題 業務のDXへの取組について 被保護者の世帯状況は様々であり、支援するケースワーカー業務も多岐にわたることから、保護台帳の電子化等を含めた業務のDXに取り組まれたい。 (報告書 100 ページ)	令和7年4月から、一部の福祉事務所において、生活保護業務におけるICTツールの活用による業務改革(BPR)として、kintoneを活用した訪問調査活動等の業務管理の取組を実施しており、当該取組については、今後、運用状況を踏まえて、全ての福祉事務所への拡大を予定している。 また、生活保護の申請等があった際に実施する金融機関等に対する預貯金等の調査について、郵送に係る発送業務の縮減等を目指し、電子上で調査する仕組み(pipitLINQ)を導入することを検討している。 引き続き、生活保護業務のDXに向けて、取り組んでいく。	保 健 福 祉 局

意見	対応内容	所管局
第 8 生活保護 8.3 ホームレス自立支援事業 8.3.2 京都市ホームレス居宅定着支援事業 ホームレス居宅定着支援事業報告書の内容の充実について 支援対象者は人数、延べ支援内容は回数が記載されているだけであり、対象者に対してどのような支援をどれだけ実施したか、については一切触れられていない。 また、報告書の事業の成果には、「総依頼人数は 88 名とこれまでで最も多い」、「当事業が外部にも浸透してきたことが分かる」との記載があるが、事業の目的は自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている者が自立した生活を送れるようにすることであり、その成果について触れられていない。 ホームレス支援施設等から居宅への移行後に、1 年間支援を継続したにもかかわらず、安定した居宅生活の定着に至らない者もみられ、本人から支援の方法に問題はなかったのかヒアリングするなど、課題があるなら解決策を検討されたい。 月に 5 回以上支援を行っている、3 カ月以上にわたって支援を行っている、など、一定の基準を定め、それ以上の支援を行った場合は、個別に安定した居宅生活の定着に至らない理由をヒアリング等で検討し、報告書に記載されたい。 (報告書 113 ページ)	事業実績報告書の内容の充実については、令和 6 年度実施分から、支援目的を達成し、支援終了となった件数など、事業成果の分かる情報についても報告書に記載することとし、改善を図った。 また、支援期間の長さに対する意見については、本人へのアセスメントの結果に基づき作成した支援プランを基に、支援調整会議を開催して支援方針を定め、本人の同意を得たうえで支援を行っており、支援の方法は適切なものであったと評価している。また支援が長期化しているケース等においては、定期的に支援方針の見直しを行うなど、課題の検証も行いながら支援を行っている。 なお、生活困窮者自立支援法の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）において、安定した居宅生活の確保に向けた支援については、これまで支援期間が最長 1 年間とされていたところ、期間が柔軟化され、延長が可能となっている。このような法改正の趣旨も踏まえ、引き続き、支援が必要な方に適切な支援を届けていく。 次に、支援頻度や期間の基準の設定に対する意見は、支援対象者が抱える課題やその背景は様々であることから、支援対象者一人ひとりの状況に応じて必要な支援を行うことが重要であり、支援回数や支援期間といった数値のみによって評価することは適切ではないと考えている。 なお、これまでから支援が長期化しており、中々、安定した居宅生活の定着に至らないケース等については、必要に応じて、再度、本人へのアセスメントを実施し、支援方針の見直しを行うなどの対応を行っており、引き続き、支援対象者の個々の事情に応じた支援を継続していく。	保 健 福 祉 局
第 12 地域福祉 12.3 区ボランティアセンター運営 12.3.3 各区ボランティアセンター事業の収支決算書 区ボランティアセンター運営事業に係る補助金支出金額の適正性の確認 区ボランティアセンター運営事業への補助金の支出に際しては、支出金額の内容についても確認する等適正な運営費用を補助されたい。 (報告書 166 ページ)	区ボランティアセンター運営事業ごとの支出金額内訳書を提出させ、適正な運営が行われていることを確認した（令和 7 年 5 月）。	保 健 福 祉 局
第 12 地域福祉 12.4 日常生活自立支援事業 12.4.3 事業の実績 日常生活自立支援事業に係る補助金支出金額の適正性の確認 補助金の支出金額が増加しているのに対し、日常生活自立支援事業の事業実績は例年と比較して実働件数が低くなっている。実働件数の減少に 1 件あたりの支援業務の増加が影響しているのであれば、事業をサポートする人員を増加できるほどの補助金を増額するなど補助内容を検討されたい。 (報告書 169 ページ)	病識のない精神疾患疑いの者、利用者の高齢化等に伴い、1 件あたりの支援業務は増加し、個別対象者への支援にかかる時間は増加している。 この状況を踏まえ、成年後見制度の利用が可能な方は同制度に移行していただきやすくなるよう、令和 5 年度に成年後見支援センターの体制の強化を行うことで、実働件数の増加につなげていく。 併せて、厚生労働省には国庫補助金の増額を求めつつ、充実した支援が可能となるよう、本市の予算確保に努める。	保 健 福 祉 局
第 12 地域福祉 12.5 地域あんしん支援員設置事業 12.5.2 地域あんしん支援員と支援状況 地域あんしん支援員設置事業に係る報告書の記載方法の検討 地域あんしん支援員設置事業については、活動実績の件数だけでなく支援活動における業務量の程度についても読み取れる報告とすることも検討されたい。 (報告書 171 ページ)	令和 7 年度分からの実績報告について、支援活動における業務量の程度についても読み取れるものとする。	保 健 福 祉 局

意見	対応内容	所管局
第 12 地域福祉 12.6 民生児童委員活動支援事業 12.6.4 民生児童委員活動支援 民生児童委員活動支援員設置効果の検証 人手不足に悩む民生児童委員の活動をサポートするために設置された民生児童委員活動支援員であるが、サポート人数が充足しているかの検証ができていない。所管課は、かかる負担について把握し、当該制度が効率よく機能するように指導されたい。 (報告書 177 ページ)	活動支援員から本市に毎月報告される活動実績や、活動支援員本人から現場の状況を聴取する等、密に連携・情報共有しながら、業務負担等について把握し、当該制度が効果的かつ効率的に機能するように適宜取り組んでいく。	保 健 福 祉 局
第 13 災害対策 13.1 避難行動要支援者名簿の活用事業 13.1.9 避難行動要支援者名簿の利用 避難行動要支援者名簿への登載意向確認対象者の明確化 名簿登載者に対して行う地域への個人情報の提供に同意するか否かの意向確認業務については、委託業務の適正な遂行のために、進捗度を考慮したうえで対象者の範囲を明確化し、委託業者が効率よく進められるよう準備されたい。 (報告書 191 ページ)	委託業者へ依頼する登載意向確認対象者については、契約時の仕様書において年間 18,000 人と見込んでいるが、令和 7 年 6 月名簿(全 2 回作成の 1 回目)においては、8,492 人に対し意向確認を実施している。2 回目の作成においても、同程度の人数を想定しており、契約の想定人数になる見込みである。	保 健 福 祉 局
第 14 国民年金事務その他 14.4 高齢者福祉施設等における物価高騰への対応 14.4.2 物価高騰対策支援金 支援金等に係る実績報告書の記載事項の検討 今後返還金が生じる支援金等の給付を実施する場合は、実績報告書に返還要件該当性について判定する項目欄を設けた上で、該当しないことを証する書面を添付する形式にされたい。また返還金額の総額のみを提示させるだけでなく、返還金額の内容を確認できる仕組みにされたい。 (報告書 202 ページ)	令和 7 年度において当該事業は実施していないが、仮に、今後同じ又は類似事業を実施することになった場合、今回の意見を受けた内容を盛り込んだ書式、仕組みにしていく。	保 健 福 祉 局